

第四三回

参第二四号

学校図書館法の一部を改正する法律（案）

学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章」を「第四章」に、「第二章 学校図書館審議会（第八条 - 第十二条）」を

「第二章 学校図書館の専門的職員（第七条の二 第七条の六）

第三章 学校図書館審議会（第八条 第十二条）」

に改める。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第七条第一号中「司書教諭」の下に「及び学校司書」を加える。

第三章を第四章とし、第二章を第三章とし、第一章の次に次の一章を加える。

第二章 学校図書館の専門的職員

（司書教諭、学校司書及び学校司書補）

第七条の二 学校図書館の専門的職務に従事する専門的職員は、司書教諭、学校司書及び学校司書補とする。

- 2 司書教諭は、教諭をもつて充てる。
- 3 司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどる。
- 4 学校司書は、司書教諭の職務を助ける。
- 5 学校司書補は、司書教諭及び学校司書の職務を助ける。

（司書教諭の資格）

第七条の三 司書教諭に充てられる教諭は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

一 学校図書館に関する文部省令で定める授業科目を開設する大学が文部大臣の委嘱を受けて行なう司書教諭の講習を修了した者

二 大学において学校図書館に関する授業科目の単位で前号の講習において修得すべきものとされる科目の単位に相当するものとして文部大臣の認めるものを修得した者

- 2 司書教諭の講習に関し、履修すべき科目、修得すべき単位その他必要な事項は、文部省令で定める。

（学校司書の資格）

第七条の四 次の各号の一に該当する者は、学校司書となる資格を有する。

一 学校司書補として三年以上勤務した経験を有する者で、前条第一項第一号の大学又は都道府県知事若しくは都道府県教育委員会が文部大臣の認定を受けて行なう学校司書の講習を修了したもの

二 大学に二年以上在学し、学校図書館に関する授業科目の単位で前号の講習において

修得すべきものとされる科目の単位と同等以上のものとして文部大臣の認めるものを
含めて六十二単位以上を修得した者

三 文部大臣が、文部省令で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の資格
を有するものと認めた者

2 学校司書の講習に関し、履修すべき科目、修得すべき単位その他必要な事項は、文部
省令で定める。

(学校司書補の資格)

第七条の五 次の各号の一に掲げる者は、学校司書補となる資格を有する。

一 高等学校を卒業した者

二 文部大臣が、文部省令で定めるところにより、前号に掲げる者と同等以上の資格を
有するものと認めた者

(司書教諭、学校司書及び学校司書補の設置義務)

第七条の六 学校には、司書教諭を置かなければならない。この場合において、政令で定
める学校規模を有し、かつ、政令で定める冊数の図書を当該学校図書館に備える学校に
あつては、当該司書教諭は、専任の者でなければならない。

2 政令で定める学校規模を有し、かつ、政令で定める冊数の図書を当該学校図書館に備
える学校には、政令の定めるところにより、当該学校規模及び当該図書の冊数に応じて
必要を数の専任の学校司書を置かなければならない。ただし、当該学校に置かなければ
ならない学校司書の数の半数をこえない範囲内においては、専任の学校司書補をもつて
これにかえることができる。

附則第二項を削り、附則第三項を附則第二項とし、附則第四項を附則第三項とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日か
ら施行する。

(経過規定)

2 この法律による改正前の学校図書館法第五条の司書教諭の講習を修了した者は、この
法律による改正後の学校図書館法(以下「新法」という。)第七条の三第一項の規定の
適用については、同項第一号に該当する者とみなす。

3 この法律施行の際現に学校図書館において新法第七条の二第四項及び第五項に規定す
る学校司書又は学校司書補の職務に相当する事務に従事する者は、この法律施行後五年
間は、新法第七条の四及び第七条の五の規定にかかわらず、それぞれ学校司書又は学校
司書補となる資格を有するものとする。

4 この法律施行の際現に学校図書館において新法第七条の二第四項及び第五項に規定す
る学校司書又は学校司書補の職務に相当する職務に従事する学校の職員は、別に辞令を
発せられない限り、それぞれ学校司書又は学校司書補となるものとする。

- 5 附則第三項に規定する者がこの法律施行後五年間に新法第七条の四の学校司書の講習を修了したときは、その者に対する同条第一項第一号の規定の適用については、その者の当該学校司書又は学校司書補の職務に相当する事務に従事した期間及び新法第七条の二の学校司書として勤務した期間は、学校司書補として勤務した期間とみなす。
- 6 新法第七条の六第一項の規定については昭和四十年三月三十一日まで、同条第二項の規定については昭和四十二年三月三十一日までは、政令の定めるところにより、それぞれその規定の一部を適用しないことができる。

理 由

学校図書館の専門的職務に従事する専門的職員として、司書教諭のほかに新たに学校司書及び学校司書補の制度を設けるとともに、学校におけるこれらの専門的職員の設置義務を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。